

〔鳥取県漁港管理条例施行規則〕をここに公布する。

鳥取県漁港漁場整備法施行細則

(平12規則49・平14規則16・改称)

(目的)

第1条 この規則は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)及び鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平12規則49・平14規則16・一部改正)

(甲種漁港施設の滅失又は損傷の届出)

第2条 条例第3条第2項の規定による届出は、第1号様式によるものとする。

(指定区域内における制限行為の承認申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(指定区域内における制限外行為)

第4条 条例第4条第1項ただし書の規定により規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 水産物加工用又は漁具乾燥用仮設物の設置
- (2) 漁船、漁具又は水産物を保管するための仮設物の設置
- (3) 船舟の巻揚機の仮設
- (4) 漁港工事を施行するため必要な仮設物の設置

(昭48規則38・一部改正)

(危険物等の荷役の許可申請)

第5条 条例第7条第2項の規定による許可を受けようとする者は、第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(危険物等の種類)

第6条 条例第7条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第12条に規定するもの
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条に規定する食品又は添加物
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び第2に掲げるもので医薬品以外のもの
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの

(平11規則21・平12規則49・平15規則86・一部改正)

(利用の届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、第4号様式によるものとする。

(昭48規則38・一部改正)

(占用等の許可申請)

第8条 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、第5号様式又は第6号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第9条 削除

(平13規則18)

(申請書の記載事項変更)

第10条 条例に基づいて許可又は承認を受けた者は、利用目的その他申請事項の変更をしようとするときは、第9号様式により、知事に申請し、その許可又は承認を受けなければならない。

(平12規則49・一部改正)

(占用の廃止届)

第11条 甲種漁港施設の占用の許可を受けた者は、占用期間内にその占用を廃止した場合には、廃止の日から10日以内に第10号様式により知事に届け出なければならない。

(土地又は水面の立入り又は使用の許可申請)

第12条 法第24条第1項後段の規定による許可を受けようとする者は、第11号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(平12規則49・追加)

(漁港区域内における行為についての許可申請)

第13条 法第39条第1項の規定による許可を受けようとする者は、第12号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(平12規則49・追加)

(占用の期間)

第14条 法第39条第1項の規定による水面又は土地の占用の許可の期間は、3年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平12規則49・追加、平13規則18・一部改正)

(行為の着手等の届出)

第15条 法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、又は行為を完了したときは、速やかに様式第13号により知事に届け出なければならない。

(平12規則49・追加)

(氏名等の変更の届出)

第16条 法第39条第1項の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに様式第14号により知事に届け出なければならない。

(平12規則49・追加)

(漁港区域内における行為についての協議)

第17条 法第39条第4項の規定による協議は、第15号様式の協議書を知事に提出してするものとする。
(平12規則49・追加)

附 則

この規則は、昭和34年5月1日から施行する。

附 則(昭和48年5月15日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第21号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取県漁港法施行細則の廃止)

2 鳥取県漁港法施行細則(昭和48年鳥取県規則第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の鳥取県漁港法施行細則の規定によりされた届出は、この規則による改正後の鳥取県漁港法施行細則の規定によりされた届出とみなす。

附 則(平成13年規則第18号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第86号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平11規則69・全改)

漁港施設滅失(損傷)届

職 氏名 様

漁港施設を滅失(損傷)したので、鳥取県漁港管理条例第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
漁港施設の所在地	
施設の種類	
被害の状況	
原因	
損害見積額又は復旧費見積額	
保全又は復旧のためとつ	

第2号様式(第3条関係)
(平11規則69・全改)

指定区域内制限行為承認申請書

職 氏 名 様

指定区域内における制限行為の承認を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
その他必要事項	
添付書類	別紙のとおり

注1 行為の内容は、工作物の新築、改築、土砂の採取又は土地の掘さくの別を記載すること。

2 行為の期間は、工作物の新築又は改築にあっては工事の実施期日及び工作物の設置期日を、土砂の採取又は土地の掘さくにあってはその行為の期間を記載すること。

3 工作物の新築又は改築にあっては、その設計書及び場所を明示した平面図及び実測求積図を添付すること。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第3号様式(第5条関係)
(平11規則69・全改)

危険物等荷役許可申請書

職 氏 名 様

危険物等の荷役の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名				
危険物等の種類及び数量	種類		数量	kg
荷役場所				
荷役期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: right;">日間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p>			
荷役理由				

注1 荷役場所の利用の状況、揚荷又は積荷船舟の船名等を明らかにするため、漁港施設利用届(第4号様式)及び入(出)港届(第7号様式)に準じた概要書を添付すること。

2 荷役理由欄には、荷役を必要とする理由を詳細に記載するとともに、当該危険物等を積荷して当該漁港に入港するに至った経過又は出港して当該危険物等の仕向先港に至る予定を記載すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第4号様式(第7条関係)
(平11規則69・全改)

漁港施設利用届

職 氏名 様

次のとおり漁港施設を利用したいので、鳥取県漁港管理条例第11条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名				
利用者	住所		氏名	
利用する施設	名称		位置	

利用目的		面積	平方メートル
利用期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

第5号様式(第8条関係)
(平11規則69・全改)

漁港施設占有許可申請書

職 氏名 様

漁港施設の占有の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
占有する施設名	
占有場所	
占有面積	平方メートル
占有目的	
占有期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
占有料	円
添付書類	別紙のとおり

注1 占有場所を明示した平面図及び占有しようとする区域の実測求積図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第6号様式(第8条関係)
(平11規則69・全改)

工作物新築(改築、増築又は除去)許可申請書

職 氏名 様

工作物の新築(改築、増築又は除去)の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
新築(改築、増築又は除去)しようとする工作物の名称及び利用の目的	
申請事由	
占用場所	
占用面積	
占用期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
占用許可年月日	年 月 日
占用許可番号	鳥取県指令 第 号
工事着手予定	年 月 日
工事完成予定	年 月 日
添付書類	別紙のとおり

注1 設計書及び図面を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号及び様式第8号 削除
(平13規則18)

第9号様式(第10条関係)
(平11規則69・全改、平12規則49・平14規則16・一部改正)

変更許可(承認)申請書

職 氏名 様

変更の許可(承認)を受けたいので、鳥取県漁港漁場整備法施行細則第10条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
利用目的	
許可(承認)番号	鳥取県指令 第 号
利用漁港施設名及び場所	
利用期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
変更内容	
変更理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第10号様式(第11条関係)

(平11規則69・全改、平12規則49・平14規則16・一部改正)

占用廃止届

職 氏名 様

漁港施設の占用を廃止したので、鳥取県漁港漁場整備法施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	
占用許可番号	鳥取県指令 第 号
占用許可年月日	年 月 日

占有施設名及び場所	
占有期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
占有廃止日	年 月 日

第11号様式(第12条関係)
(平12規則49・追加、平14規則16・一部改正)

土地(水面)立入(使用)許可申請書

職 氏名 様

土地(水面)の立入り(使用)の許可を受けたいので、漁港漁場整備法第24条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

漁港名			
立入り(使用)目的			
立入り(使用)期間	年 月 日 から	日間	
	年 月 日 まで		
立入り(使用)場所			
立入り(使用)面積	平方メートル		

注 1 位置図及び実測平面図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第12号様式(第13条関係)
(平12規則49・追加、平14規則16・一部改正)

漁港区域内における行為についての許可申請書

職 氏名 様

漁港区域内の水域(公共空地)における行為の許可を受けたいので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

漁港名		
許可を受けようとする理由		
行為の内容	種類	
	目的	
	期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
	場所	
	面積	平方メートル
	数量	
	方法	

注1 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。

2 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。

また、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。

3 「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

4 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添付すること。

第13号様式(第15条関係)

(平12規則49・追加、平14規則16・一部改正)

漁港区域内における行為着手(完了)届

職 氏名 様

漁港区域内における行為に着手(行為を完了)したので、鳥取県漁港漁場整備法施行細則第15条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

漁港名		
行為の内容	種類	
	場所	
	許可年月日及び番号	
着手(完了)年月日		

請負人の住所及び氏名 (名称及び代表者の氏名)	
----------------------------	--

第14号様式(第16条関係)
(平12規則49・追加、平14規則16・一部改正)

氏名(名称、住所)変更届

職 氏名 様

氏名(名称、住所)に変更があったので、鳥取県漁港漁場整備法施行細則第16条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

変更事項	新	
	旧	
変更年月日		
変更の理由		

第15号様式(第17条関係)
(平12規則49・追加、平14規則16・一部改正)

漁港区域内における行為についての協議書

職 氏名 様

漁港漁場整備法第39条第4項の規定により漁港区域内の水域(公共空地)における行為について次のとおり協議します。

年 月 日

協議者 住所
名称及び代表者の氏名

漁港名		
協議をしようとする理由		
行為の内容	種類	
	目的	
	期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
	場所	

面積	平方メートル
数量	
方法	

注1 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。

2 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合には記載しなくてもよい。

また、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。

3 「方法」欄には、請負、委託等の方法により協議をした行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

4 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添付すること。